

広聴特別委員会

日 時 令和3年5月20日（木）
午後1時30分
場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 議会報告会について
- 2 モニター意見について
- 3 モニターとの意見交換会について
- 4 その他

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="248 331 680 363">議会モニターからの意見（3）</p> <p data-bbox="159 419 763 491">1. 3月9日の議会運営委員会を傍聴して <申し合わせ事項について></p> <p data-bbox="159 507 1731 842">2月22日から始まった3月定例議会の一般質問終了後、3月9日に開かれた議会運営委員会で3月2日に提出された陳情書が付議事件とされたとき、それに関して山陽小野田市議会「申し合わせ事項」との関わりで異論が出されましたが、急施を要する議長判断や先例があるとの理由で、そのまま正式議題とされました。「申し合わせ事項」に関しては、その冒頭「議会は、地方自治法をはじめ、委員会条例や会議規則等の法令等を基本として運営されるが、議会運営等の詳細については規定されていない。それらを補完するものとして、法令等に明記されていない事項及び解釈、運用について、山陽小野田市議会が決定し、了承したもの」と規定されています。山陽小野田市議会の「申し合わせ事項」115では、「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する」と書かれています。</p> <p data-bbox="174 850 891 882">(1) 先例を作ると「申し合わせ事項」は消滅する</p> <p data-bbox="219 898 1731 1058">「申し合わせ事項」とは、山陽小野田市議会の議会運営上の基本ルールとして、全議員が一致して承認・決定し、明文化した約束事です。この「申し合わせ事項」に先例を作ってしまうと、その時点でこの「申し合わせ事項」は消滅してしまい、意味をなさなくなるものだという理解をされて、このような対応をされたのでしょうか。</p> <p data-bbox="174 1066 875 1098">(2) 「申し合わせ事項」の変更手続は可能だった</p> <p data-bbox="219 1114 1731 1185">「申し合わせ事項」は全員協議会等で全議員の一致した承認があれば、直ちに変更は可能です。なぜ、それをせずに「先例」なるものを持ち出して「申し合わせ事項」を無視する対応をされたのでしょうか。</p> <p data-bbox="174 1193 972 1225">(3) 「先例」の内容を具体的に検討されたのでしょうか</p> <p data-bbox="219 1241 1731 1313">もし仮に「先例」なるものがあつたとして、今回の陳情書等の取扱いの内容に即して、「先例」が具体的に検討された結果ではなかったのではありませんか。</p>	

(4) 議長が「急施を要する」は通用しない

議長が「急施を要する」と判断すれば「申し合わせ事項」が無視できるなど、とんでもありません。全議員が承認した議会運営上のルールを、まず議長は尊重する義務があるのではありませんか。

(5) 「申し合わせ事項」を廃止し、「規定」にしては

「申し合わせ事項」とは、あくまで議員間の合意事項による紳士協定に過ぎません。12年前、私は改選後の初議会で「私は合意していない」と「申し合わせ事項」に異議を唱えました。また「先例」を理由に勝手に変更が可能な曖昧な「申し合わせ事項」ではなく、一般市民にも議会内ルールとして可視化され、直接変更が求められる議会の内部規定として、明文化したほうがスッキリするのではありませんか。

2. 3月議会を傍聴して

<特別委員会が一般会計予算の審査を行う疑問>

山陽小野田市議会には、現在、幾つかの特別委員会が作られています。特別委員会とは、特定の事件を扱う「特別」な委員会であり、特定事件がなくなれば当然のこととして、役割を終えて消滅する委員会でもありません。

(1) 一般会計予算の審査を、なぜ2つの特別委員会（分科会）が審査

一般会計予算の審査は、一般会計予算決算常任委員会が行いますが、山陽小野田市議会では各常任委員会が分科会として、所管部分の各パートを担当して審査することになります。しかし、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」と「山口東京理科大学調査特別委員会」は、特別委員会であるにもかかわらず、分科会として一般会計予算の審査を行っています。

本来、常任委員会が受け持つべき一般会計予算の審査を、特定事件を扱う特別委員会の、それも同じ議員が委員長を務める特別委員会が、分科会といえども一般会計予算の審査を行うことの是非について、議論をしていただきたいと思います。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1 1月26日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと</p> <p>1. 山陽小野田市議会基本条例について</p> <p>ア. 山陽小野田市議会基本条例（以下、「基本条例」という。）中には、山陽小野田市（地方公共団体）の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互にけん制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>イ. 第9条に定める「政策討論会」について、出席委員の皆様の共通認識として、当該協議が長期間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議は、これに類するものではないのですか。</p> <p>ウ. 第9条1項中に規定される「共通認識…図り」とは、どのような事象を指すのでしょうか。</p> <p>政策討論会の場において「共通認識」が必要なのでしょうか。</p> <p>2. 市議会や各種委員会について</p> <p>前1. アに記述しました「執行機関に対する監視やけん制機能」について、十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。</p> <p>議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているように思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>相手に手の内を公開すれば、相手は楽勝だと思います。</p> <p>3. 議会等の質問時間について</p> <p>議会等の質問時間について、午前中の時間を12時から12時20分まで延長すべきと</p>	<p>前文に明記しています。また、前文を具現化する内容を条文に含んでいます。</p> <p>第9条で指す政策討論会は、会派にあっては会派代表者が、会派に属さない者にあつてはその者が議長に議題を申し入れて実施されるもので、本会議や委員会での討議とは違うものです。</p> <p>政策討論会の趣旨である政策立案や政策提言を推進するためには、共通認識が必要と考えます。</p> <p>議会運営委員会の趣旨上、議長の諮問事項を審議することが主であり、公開することが執行機関に対して緊張感を放棄していることにはならないと考えます。</p> <p>現在、アの方法で運用しています。</p>

の意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強行的に外部委員の意見を排除し、20分の延長を決定されたように拝聴しました。
これに関しまして、次の意見を述べさせていただきます。

- ア. 質問が途中で途切れないための方策として、昼休憩を挟まず質問を継続されてはいかがでしょうか。
- イ. 質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。
- ウ. ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被らせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはいかがでしょうか。

令和2年12月10日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>意見と質問 前々から、「議員活動」と「議会活動」の違いが分かりにくく感じています。 即ち「議員」と「議会人」の違いです。 これを踏まえてモニター活動をしなければならないと考えていますが、よく分かりません。 議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください。</p>	<p>議会人とは組織の中の一人のことであり、議員とは個人一人のことであると考えます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1. 一般質問時のマスク適用除外について 昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策も取られた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。 当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。議員の発言は、私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞き取りにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。</p> <p>2. 政策討論会の開催について 長い期間政策討論会が開催されておりましたが、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に実行されないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。 先般「日本国旗掲揚について」が最後だったのでしょうか。これにしても「十分な」議論がなされていたのでしょうか。 開催方法が委員会提案なのか、議運提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。</p> <p>3. 会派の意味について 山陽小野田市議会における「会派」の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。 また、現行会派のその主張もホームページに掲載することで、市民にも議会におけるそれぞれの会派の基本的主張が分かり、まさに開かれた議会を一步前進させることにつながるのではないのでしょうか。御検討ください。</p>	<p>コロナ対策は重要と考え、マスク着用は維持したいと考えます。 マスク着用とした場合でも、相手に聞き取りやすいように、はっきり発言するように気を付けていきます。</p> <p>最近、政策討論会を行っていません。今のままでは政策立案に至らないため、どのような方法があるか考えていきます。</p> <p>会派は、政策を中心に同一の理念を共有して、政策立案及び政策提言に資するものです。 掲載については、貴重な御意見として承ります。</p>

令和3年1月26日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>広聴委員会を見て 1月26日の広聴特別委員会で「お知らせ」として、職務以外の意見は掲載しない旨の案内が出されることが決定されました。これはただ単に委員長の指導力不足を露呈するもので、今さら全員に知らせるのは情けないと考えます。最初に説明していることです。議会のルールをルールとして、毅然と対応することが議会として求められていると考えるが、いかがか。</p>	<p>新しい市議会モニターから強い要請があり、より丁寧な対応をさせていただきました。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニター意見の配布について</p> <p>モニター意見の取扱いは機関決定され、その手順によって進められております。そのことに異議はありませんが、提出のタイミングにもよりますが、モニターの意見が提出されてから、議員各位に配布されるまでにタイムラグが発生しているようです。</p> <p>モニター意見の配布については、議員に対して随時渡されるようなルールが良いのではないのでしょうか。</p> <p>その理由として</p> <ol style="list-style-type: none">1. まとめてモニターの意見を受け取った場合、数が多いときにしっかりと読めないことがあり得ること。2. 委員会を見ての意見などは、議員が記憶のある間に読んでいただくことで、より理解が深まる可能性が強いこと3. モニターの意見についての検討には一定の時間が掛かります。これはしょうがないことですが、内容によっては速やかに検討を要するものや、議会として実行できることもあるかもしれません。そういった情報を取りこぼさないためにも、タイムリーな周知を行う必要性があるのではないかと。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>今後は、モニターの意見を随時、全議員に配布します。</p>